

告 示 第 5 4 5 号

令和 8 年 4 月 1 0 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

令和 8 年度労政広報紙「中小企業のひろば」作成業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

令和 8 年度労政広報紙「中小企業のひろば」作成業務委託契約に係る企画提案競技に参加するものに必要な資格を次のように定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技への参加を希望する者は、下記要領により企画提案競技参加申込書に必要書類を添えて提出してください。

記

1 業務の概要

雇用対策、労働福祉等に関する国、県、市等の施策への理解を深めるため、商工関係の情報を掲載した労政広報紙「中小企業のひろば」を作成する。

本紙は全 1 2 ページの構成となるが、巻頭 3 ページについては特集記事として取材及び編集を行い、残り 9 ページについては、市、労働局等関係機関から情報収集し、編集する。

2 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申込み時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 本告示の日から企画提案競技参加申込期限の日までの間において、本市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (7) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 本告示の日現在において、本市内に本店を有している者であること。
- (9) 令和5年度以降に2件以上のPR冊子等の印刷物の制作実績を有すること。

3 提出要領

(1) 受付期間

令和8年4月10日（金）から同月23日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、オ及びカの書類の提出を省略することができる。

ア 企画提案競技参加申込書（様式第1）

イ 団体に関する調書（様式第2）

ウ 会社等概要書（経営理念、事業内容及び組織体制を含む。A4判で様式は自由）

エ 決算書（直近の貸借対照表及び損益計算書）直前1期分

オ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（写しでも可）

カ オ以外の法人については、法人登記簿謄本（写しでも可）

キ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（写しでも可）

ク 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3）

ケ 令和5年度以降に自社制作したPR冊子等の印刷物（2点）

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出方法

提出先に直接持参又は郵送（提出期間内必着）

(6) 提出場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市産業局産業振興部雇用推進課（みなと大通り別館5階）

電話 099-216-1325

(7) 注意事項

- ア 書類の提出に当たっては、(3)のアからクまでを記載の順にとして提出すること。
- イ 証明書類は、証明年月日が書類提出日前3か月以内のものとする。ただし、市税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類については、本告示の日以降のものを提出すること。
- ウ 本企画提案競技の参加に際しては、別に定める令和8年度労政広報紙「中小企業のひろば」作成業務企画提案競技実施要領を確認すること。

4 その他

令和8年度労政広報紙「中小企業のひろば」作成業務委託契約に係る企画提案競技実施要領等については、鹿児島市ホームページ (<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。